

群馬県電気協会会則

群馬県電気協会

令和8年6月5日改訂

第一章 総 則

第1条 本会は群馬県電気協会と称し、事務所および事務局を東京電力エナジーパートナー株式会社北関東本部に置く。

2 本会は、電気使用に関する情報交換と会員相互の親睦を図ることを目的とする。

第二章 事 業

第2条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 電気の活用に関する事項
- (2) 電気安全に関する事項
- (3) 省エネルギーに関する事項
- (4) 農水産電化に関する事項
- (5) 電気知識の普及、啓発に関する事項
- (6) 電気技術者の教育に関する事項
- (7) 電気に関する法令の周知および関係諸官庁への意見具申
- (8) 会員相互間の情報交換
- (9) その他、理事会において、必要と認めた事項

第三章 会 員

第3条 本会の会員は、群馬県内に所在する電気使用者および一般送配電事業者で、本会の目的に賛同した者とする。

- 2 入会または脱会は、その申出により会長がこれを承認するものとする。
- 3 会員は年会費として10,000円を納入するものとする。
- 4 入会年度の途中に入会した会員であって、当該年度の開始日から6か月を超えて入会した場合の年会費は、前項の規定にかかわらず、その2分の1の額とする。
- 5 年会費未納の場合は、会員資格を喪失したものとみなし、理事会の決議により会員登録を抹消することができる。
- 6 既納会費は返還しない。

第四章 役員

第4条 本会は次の役員を置く。

- (1) 会長1名
 - (2) 副会長若干名
 - (3) 監事2名
 - (4) 理事若干名
- 2 役員は総会において会員の中から選出する。
- 3 役員の職務は次のとおりとする。
- (1) 会長は本会を代表し会務を執り行う。
 - (2) 副会長は会長を補佐し、会長にやむを得ぬ事由が生じたときはその職務を代行する。なお、必要に応じ理事会の議を経て副会長の中から会長代理を選任し、会務を執り行うことができる。
 - (3) 監事は本会の経理状況を監査し、これを総会に報告する。
 - (4) 理事は会務の運営に関する基本的事項について審議し執行する。

第5条 役員の任期は、原則として選任後翌々年以内に終了する最終の定時総会の終結の時までとする。ただし、再任は妨げない。

- 2 役員が任期中その職を継続できない場合は、原則として当該役員が所属する会員の後任者がその職を継承するものとする。
- 3 前項における後任役員の任期は、前任者の残任期間とする。

第五章 顧問

第6条 会長は総会の議を経て、有識者から顧問または名誉顧問を推薦することができる。

- 2 顧問または名誉顧問は会議に出席して意見を述べることができる。
- 3 本会には、電気安全の普及・啓発に経験のある者より、電気安全の指導のため技術顧問を置く。なお、技術顧問は、東京電力パワーグリッド株式会社の群馬総支社長および高崎支社長とし、本会の会務に協力のうえ、電気安全に関する知識・技術の普及・啓発などの情報提供をする。

第六章 専門委員会

第7条 本会に次の専門委員会を置く。また、会長が必要と認めた場合は、理事会の議を経て、次の専門委員会以外も置くことができる。

(電気使用合理化委員会)

電気の有効利用・省エネルギーの推進を目的とし、関東地区電気使用合理化委員会の地区委員会として活動を行う。

- 2 専門委員は、会員および関係官公庁・学識経験者等会長が承認した者とする。
- 3 専門委員会は、委員長1名、副委員長若干名、委員若干名、事務局をもって構成する。
- 4 委員の任期は第5条の規定に準ずるものとする。
- 5 専門委員会の運営に際し必要な事項は細則をもって定める。

第七章 会議

第8条 定時総会は毎年1回原則として6月に開催し、臨時総会は理事会の決議にもとづき、随時これを開催することができる。

2 総会に付議する事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告ならびに事業計画
- (2) 決算報告ならびに予算
- (3) 会則の変更
- (4) その他、必要な事項

3 総会、理事会は会長がこれを召集する。

4 会議の議長は会長がこれを行い、議事は出席者の過半数を以って決し、可否同数のときは議長が決定する。

第八章 会計

第9条 本会の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 本会の経費は会費、分担金、寄付金およびその他の雑収入を以って充当する。
- 3 本会の予算および決算は総会に報告し、その承認を得るものとする。

第九章 付 則

第 10 条 本則を変更しようとするときは、総会の決議を経ることを要する。

- 2 本会の事業施行につき必要な事項は細則をもって定める。細則は理事会で決定するものとする。

群馬県電気協会細則

第一章 表彰規定

- 第1項 群馬県電気協会の役員を長年（原則三期以上）に亘り勤められ、当協会の発展・運営に大きく貢献された者を役員退任時に表彰する。
- 第2項 前項の表彰は理事会の議を経て会長が決定する。
- 第3項 表彰は定時総会（書面開催は除く）時に行う。
- 第4項 表彰は、表彰状ならびに記念品を添えこれを行う。

第二章 電気使用合理化委員会規定

- 第1項 本委員会は群馬県内における電気の利用者に対して、電気使用合理化の普及をはかることを目的とする。
- 第2項 本委員会は事務局を東京電力エナジーパートナー株式会社北関東本部に置く。
- 第3項 本委員会は、第1項の目的達成のため次の事業を行う。
- (1) 優秀事業者・優秀事業所・功績者の表彰推薦
 - (2) 関東地区電気使用合理化委員会と連携した事業の推進
- 第4項 本委員会は、群馬県電気協会会員および関係官公庁・学識経験者等で、群馬県電気協会会長に承認された者をもって構成する。
- 第5項 本委員会は次の役員を置く。
- (1) 委員長1名
 - (2) 副委員長若干名
- 2 役員は群馬県電気協会理事会において委員の中から選出する。
- 第6項 委員長は本委員会を代表して任務を統括する。
- 2 副委員長は委員長を補佐し、委員長にやむを得ぬ事由が生じたときはその職務を代行する。なお、委員は、本委員会の事業を執行する。
- 第7項 役員および委員の任期は本則第5条の規定に準ずるものとする。
- 第8項 委員会は、必要の都度、委員長が招集して開催する。
- 第9項 本委員会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

<改訂履歴>

昭和29年	9月	1日	制定
昭和46年	9月	17日	改訂
昭和52年	11月	24日	改訂
昭和57年	4月	27日	改訂
平成3年	5月	28日	改訂
平成4年	5月	20日	改訂
平成12年	5月	26日	改訂
平成14年	5月	29日	改訂
平成15年	11月	4日	改訂
平成20年	5月	20日	改訂
平成22年	5月	21日	改訂
平成27年	7月	1日	改訂
平成28年	6月	17日	改訂
平成29年	6月	12日	改訂
令和元年	6月	11日	改訂
令和7年	6月	24日	改訂
令和8年	6月	5日	改訂